

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関
- (2) 監査対象期間：平成21年8月1日～平成22年7月31日（12か月間）
- (3) 監査実施期間：平成22年10月4日～平成22年10月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
職員研修所	平成22年10月4日
東京事務所	平成22年10月22日
博多県税事務所	平成22年10月19日～平成22年10月21日
東福岡県税事務所	平成22年10月13日～平成22年10月15日
西福岡県税事務所	平成22年10月13日～平成22年10月15日
筑紫県税事務所	平成22年10月6日～平成22年10月7日
北九州東県税事務所	平成22年10月5日～平成22年10月7日
北九州西県税事務所	平成22年10月19日～平成22年10月21日
田川県税事務所	平成22年10月4日
飯塚・直方県税事務所	平成22年10月26日～平成22年10月28日
久留米県税事務所	平成22年10月26日～平成22年10月28日
大牟田県税事務所	平成22年10月27日
筑後県税事務所	平成22年10月5日
行橋県税事務所	平成22年10月6日
消防学校	平成22年10月22日

### 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の滞納処分の執行停止及び延滞金の減免について、重点事項として調査を行った。

### 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

#### (1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務

#### (2) 支出

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

- (3) 人件費  
通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況
- (6) 物品  
取得、管理の状況
- (7) 債権  
債権管理の状況
- (8) 県税  
個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

## 第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

### 2 重点事項の調査結果

#### (1) 調査対象機関

県税事務所 1 2 機関

#### (2) 調査の内容

滞納処分の執行停止 977 件及び延滞金の減免 1,052 件の事務処理が適正であるかどうかについて、関係書類をもとに抽出調査を行った。

#### (3) 調査の結果

滞納処分の執行停止及び延滞金の減免について調査を行った結果、事務処理上において一部改善を要するものが見受けられたものの、適正に執行されていた。今後とも一層適正な事務処理に努められたい。